

平成16年度 第3回 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会議事要旨

1 日 時 平成16年 6 月 1 日(火) 13時 ~ 14時10分

2 場 所 かごしま空港ホテル 2階「カトレアの間」

3 出席者 学外委員：上治、岡崎、加賀谷、西田の各委員
学内委員：芝山、工藤、松下、萬田、富岡の各委員

4 列席者 田口、國分、川西の各学長補佐

5 内 容

1) 開 会

芝山学長から、平成16年度第3回経営協議会の開会挨拶があった。

(議事に入る前に、事務局から各委員及び列席者の紹介と資料の確認が行われた。)

2) 前回議事要旨確認

平成16年度第1回及び第2回経営協議会の議事要旨について確認された。

3) 学長報告

鹿屋体育大学学内外の情勢について、次の事項について報告があった。

- (1) アテネオリンピックへの出場について
- (2) (財)鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団について
- (3) 平成16年度科学研究費補助金の交付内定について
- (4) 国際交流協定校等の訪問について

4) 議 事 (○は学外委員の発言を、●は学内委員の発言を示す。)

(1) 平成16年度国立大学法人鹿屋体育大学年度計画について

まず、事務局から、本学の中期目標については、4月20日付けで中期目標についての意見を文部科学大臣に提出し、5月26日付けで文部科学大臣からの提示があったこと、また、中期計画については、5月26日付けで文部科学大臣に認可申請を行っているところであるとの報告があった。

次に、事務局から、資料に基づき、平成16年度国立大学法人鹿屋体育大学年度計画について説明があり、次のとおり意見交換が行われ審議した結果、原案どおり了承された。

- 今後は策定された年度計画に基づき、業務を運営していくことになるかと思うが、原案を見ると具体的にいつまでに、どの部署が責任を持って遂行するのかが分かりにくい。業務遂行にあたっては、管理運営の上からも、また、学外

機関との連携を視野に入れているのであれば、先方の都合も考慮して、タイムテーブル的なものを念頭におき（作成し）、進めていくべきではないか。

- 年度計画は、先に審議していただいた中期計画を達成するために、平成16年度に行う具体的な事項を記載しているものである。ご指摘のあった年度計画を実行に移す際の実行主体については、学内の委員会において（達成計画の）確認を行い、共通認識のもとで業務遂行にあたる予定にしており、年度計画の達成を目指したいと考えている。
- 学生への支援に関する目標の達成の方策の1つとして、「学生宿舎の入居者に対し、朝食を義務づける」ということが謳ってあるが、具体的な実施（指導・教育）方法についてはどのようなになっているのか。また、法人化後の鹿屋体育大学が一步進むためには、計画の具体化と実行のスピードが重要になってくるのではないか。
- 朝食の義務化については、学生生活実態調査（アンケート調査）を実施したところ、朝食をとらない学生の割合が高いという実態と、食堂を改善・活性化させる必要があるという実態を受け、事前に学生宿舎に入居する新入生及び保護者の理解を得て実施しているものである。料金の徴収については、宿舍料を納付する際に1年分の朝食代も併せて全納してもらっており、特段の支障はない状況である。
- 今年度から博士課程が設置されたとのことですが、大学院（体育学研究科）担当の教員が博士課程に関して従事する（できる）時間はどのくらいなのか。また、大学院生に対する経済的な面での支援としては、具体的にどのようなことを実施しているのか。
- 本学では学部、大学院（修士課程、博士後期課程）が設置されているが、博士後期課程を担当する教員は全てを担当している状況である。なお、教育、研究、社会貢献など、個々の教員ごとに大学への貢献度（従事する割合）が違うため、その教員の得意分野をより発揮できるような仕組みを構築できないか、検討を進めているところである。大学院生に対する経済的な支援としては、例えば、本学のセンター等が行う研究や他機関との共同研究に際し、大学院生を参加させるなど、教育研究の補助業務に従事させ、謝金等を支払う形で支援している。

(2) 鹿屋体育大学職員の退職時特別昇給制度について

事務局から、資料に基づき、鹿屋体育大学職員の退職時特別昇給制度について説明があり、審議した結果、原案どおり同制度を廃止することが了承された。

5) その他

- 工藤委員から、鹿屋体育大学広報誌「邁進」（第8号から第10号まで）の編集計画として、役員及び経営協議会の学外委員へのインタビューを企画しており、取材に関し、ご協力いただきたい旨の依頼があった。

（事務局から、本日のこの後の会議日程についてアナウンスがあった。）